

指 第 290 号  
令和 2 年 5 月 5 日

各障害者(児)福祉施設及び保護施設  
施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長  
(公印省略)

### 障害福祉施設等における緊急事態宣言延長を受けた感染防止策の再徹底について

令和 2 年 4 月 17 日に県の緊急事態措置として、適切な感染防止策の協力要請を行っていたところですが、今般、国の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長されたことを受け、県では、別添のとおり外出自粛要請や適切な感染防止策の協力要請等の措置を行いました。

その中で、高齢者福祉施設については、具体的な感染防止策の徹底が要請されておりますが、障害福祉施設等についても、下記の点に留意の上、あらためて感染防止対策を徹底いただくようお願いします。

#### ○感染防止対策の再徹底

##### <従事者に関わる事項>

- ・ 従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・ 支援や訓練等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 不要不急の外出や県境を越えた移動を控えるように従事者に周知徹底

##### <利用者に関わる事項>

- ・ 利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・ 緊急の場合を除く面会の禁止

##### <両者に関わる事項>

- ・ 県外からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底

#### 【添付書類】

別添：岡山県緊急事態措置

岡山県保健福祉部 保健福祉課指導監査室 TEL:086-226-7917 FAX:086-226-7919 障害福祉課障害福祉サービス班 TEL:086-226-7345 FAX:086-224-6520
--